

第6次基本構想及び第13次基本計画 策定方針

1. 策定趣旨

総合的かつ計画的な行政運営を図るため小諸市自治基本条例に基づき策定されている現行の総合計画「第5次基本構想」及び「第12次基本計画」が令和9年度に最終年度を迎えることから、次期総合計画である「第6次基本構想」及び「第13次基本計画」を策定する。

2. 基本方針

「第6次基本構想」「第13次基本計画」は以下を基本方針として策定を進める。

2.1. 持続可能性：持続可能なコミュニティ

近年は国際連合のSDGs（持続可能な発展目標）や気候変動をきっかけとしたゼロカーボンの取組など、持続可能性が地球規模の課題となっている。一方、本市は本格的な人口減少時代に突入り特に少子化が顕著になっている。また、生産年齢人口の減少も続いており、社会を支える現役世代の減少と将来的な税収減などの困難な状況に直面している。次期計画ではいかに持続可能な地域を構築できるかがカギとなるため「第6次基本構想」及び「第13次基本計画」は地域も行政も持続可能となる計画として策定する。

2.2. 当事者意識：市民参画、職員参画

市民も職員も主体性と当事者意識を持って計画を策定し、その目標達成に向け総ぐるみで取組むため「第5次基本構想」及び「第12次基本計画」は積極的な市民参画、職員参画により、市民にとっても職員にとってもオーナーシップを持てる計画を策定した。次期計画においても同様にオーナーシップを持てる計画として推進する。

2.3. 実効性：予算の裏付けのある計画

第9次基本計画の策定に合わせて、予算、行政評価、人事評価といった総合計画を運用するための様々なシステムは“トータル・システム”となるように見直した。さらに、第11次基本計画からは財政目標を設定し、予算の裏付けのある計画とした。「第6次基本構想」及び「第13次基本計画」は基本的にこれまでのシステムを継続し、実効性のある計画とする。

3. 計画体系

第6次基本構想・第13次基本計画は以下の計画体系とする。

3.1. 基本構想

めざすべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を定めた計画として基本構想を策定する。基本構想は地域を対象とした計画として、小諸市自治基本条例における各主体の役割・責務を具体化し、市民主体で策定する。

3.1.1. 計画の構成

基本構想は将来都市像と政策分野別まちづくり方針から構成される計画とする。将来都市像にはめざすまちの姿をわかりやすく表現したものさし（指標）を設定する。基本構想には人口ビジョンを含むこととする。なお、地域別まちづくり方針は第5次基本構想に合わせて各地域が自ら策定している。そのため、地域別まちづくり方針の改訂は各地域での判断となるが、各地域が策定した「将来像（スローガン）」や「地域のお宝」は構想内に残し、地域活動の推進を促すこととする。また、基本計画との重複を整理し、政策分野別まちづくり方針には数値目標を設定しないこととする。

（計画の構成）

第1章 将来都市像

- 1) 将来都市像
- 2) ものさし（指標）
- 3) 役割分担
- 4) 土地利用方針

第2章 人口ビジョン

第3章 政策分野別まちづくり方針

- 1) 子育て・教育
- 2) 環境
- 3) 健康・福祉
- 4) 産業・交流
- 5) 生活基盤整備
- 6) 行政経営

3.1.2. 計画期間

計画期間は12年とする。

3.1.3. 策定方法

将来都市像については第5次基本構想の将来像を総合計画審議会で検証・審議する。人口ビジョンについては事務局で素案を作成し、総合計画審議会で審議する。政策分野別まちづくり方針については政策分野別に市民参画により素案を作成し、総合計画審議会で審議する。

3.2. 基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示した計画として基本計画を策定する。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定する。施策体系は組織との整合を図る。その際、組織については施策体系の視点から見直すことも検討する。

3.2.1. 計画の構成

第12次基本計画を踏襲する。具体的には、各施策には数値目標を設定し進行管理が可能な計画とする。基本計画には財政目標を設定し、計画期間中に特に重視すべき事項を重点事業とする。

(計画の構成)

第1章 基本計画の考え方

第2章 財政運営の基本的な考え方

第3章 重点事業

第4章 政策

1) 子育て・教育

2) 環境

3) 健康・福祉

4) 産業・交流

5) 生活基盤整備

6) 行政経営

3.2.2. 計画期間

計画期間は市長任期と整合を図り、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

3.2.3. 策定方法

基本計画の素案は各課がサマー・レビューの結果を踏まえて作成する。素案はオータムレビュー、政策戦略立案会議を経て、総合計画等審議会で審議する。

3.3. 実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示した計画として実施計画を策定する。実施計画は予算と一体化した計画とする。また、事務事業の単位は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は3か年とし、毎年度ローリングする。

4. 策定スケジュール

第6次基本構想については令和9年中に原案を作成し、令和10年3月の議会に議案を提出することを予定している。第13次基本計画については令和10年中に原案を作成し、令和10年12月の議会に議案を提出することを予定している。

5. その他